

議案第 1 1 2 号

債権の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により議決を求める。

記

区 分	相手方	発生年度	金 額
地方道路公社法（昭和 4 5 年法律第 8 2 号）第 3 6 条の規定による残余財産の分配金の一部	福井県道路公社	昭和 6 3 年度	8 5, 4 3 2, 0 0 0 円

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

福井県道路公社による法恩寺山有料道路事業の料金徴収期間満了時点において、法恩寺山有料道路事業にかかる出資金相当額の一部について、残余財産からの分配が見込まれないため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、この案を提出する。